

白山市犯罪被害者等支援実施要綱の概要

1 制定の趣旨

令和5年4月1日施行される白山市犯罪被害者等支援条例及び同条例施行規則に定めた支援に係る申請等の様式について定めるもの。

2 制定内容の主な体系

(1) 支援金による支援（条例第8条第2号、規則第5条～7条）

死亡や重傷病等の重大な犯罪等の被害にあわれた犯罪被害者等に対して、

- 重傷病等支援金 10万円（規則第7条第1項第1号）
- 遺族支援金 30万円（規則第7条第1項第2号）
- 検案費用支援金 10万円上限の実費額（規則第7条第1項第3号）

(2) 精神的不調に対する支援（条例第8条第3号、規則第8条～12条）

- 精神医療費用の助成（規則第10条）
医療費の自己負担額、年間12回を上限、初診日から3年以内
- カウンセリング費用の助成（規則第12条）
1回当たり1万円を上限、年間12回を上限、初回日から3年以内

(3) 家事等の支援（条例第8条第4号、規則第13条～19条）

- 物品借上費用の助成（規則第15条）
家事、介護、育児の必要物品借上費用の助成、10万円を上限、貸与期間6か月以内
- 家事ヘルパー派遣費用の助成（規則第17条）
調理、洗濯、掃除、生活必需品の購入、通院等の介助等のヘルパー派遣費用を助成（1日3時間以内、年間72時間以内、1時間4,000円を上限、犯罪発生日から1年以内）
- 一時保育費用の助成（規則第19条）
1回当たり3,000円、10回を上限、犯罪行為発生日から1年以内

(4) 居住の安定を図るための支援（条例第8条第5号、規則第20～26条）

- 宿泊費の助成（規則第22条）
警察の宿泊費公費負担対象者等に2泊までの延泊、1人当たり1泊7,000円を上限
- 転居費の助成（規則第24条）
1回20万円上限、原則一の犯罪行為について2回の転居
- 家賃の助成（規則第26条）
家賃の2分の1相当額、1月当たり3万円を上限、犯罪発生日から1年以内

(5) 申請等手続きの補助（条例第8条第6号、規則第27条）

(6) 付添い支援（条例第8条第7号、規則第28条）

- (7) 法律相談の支援（条例第10条、規則第29条）
 - 犯罪被害に精通した弁護士による法律相談
1回当たり60分を目安、利用開始年から起算して1年以内に2回

- (8) 真相究明活動に対する支援（条例第11条第2項、規則第30条）
 - 真相究明活動に関する資料等の作成費用の助成ほか
年間10万円を上限、犯罪行為発生日から5年以内

3 施行日

令和5年4月1日

4 その他

本条例施行規則の支援に関する申請書等の様式は別途、要綱に定める。